2　（略）	2　（略）
（削除）	3　前項の申出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第４条の３第１項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。
3　（略）	4　（略）
（加入者の資格喪失の届出）	（加入者の資格喪失の届出）
第51条　（略）	第51条　（略）
2　第36条第１項第４号又は第７号から第９号までに該当した場合を除き、前項の届出書には、加入者の資格を喪失することとなった事由及び喪失年月日を明らかにすることのできる書類の写しを添付しなければならない。	2　第36条第１項第３号、第６号又は第７号に該当した場合を除き、前項の届出書には、加入者の資格を喪失することとなった事由及び喪失年月日を明らかにすることのできる書類の写しを添付しなければならない。
（加入者の被保険者資格の種別変更の届出）	（加入者の被保険者資格の種別変更の届出）
第54条　第２号被保険者、第３号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第１号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。	第54条　第２号被保険者、第３号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第１号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更後の拠出期間の加入者掛金の額	三　加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更前及び変更後の拠出期間の加入者掛金の額
四　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額	四　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
五・六　（略）	五・六　（略）
2　第１号被保険者、第３号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第２号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。	2　第１号被保険者、第３号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第２号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　掛金納付の方法	二　掛金納付の方法（事業主払込を行う場合であって、その使用される事業所が登録事業所となっていないときは、当該事業所の事業主が、事業所登録申請書（第30条第７項第２号に定める申請書をいう。以下同じ。）を併せて連合会に提出するものとする。）
三　掛金納付を事業主払込の方法により行う場合にあっては、事業所の名称及び登録事業所番号（当該事業所が登録事業所である場合に限る。）	三　掛金納付を事業主払込の方法により行うことを希望する場合にあっては、その名称及び登録事業所番号（当該事業所が登録事業所である場合に限る。）
四　60歳以上の者にあっては、第30条第６項各号に該当しない旨	四　60歳以上の者にあっては、第30条第５項各号に該当しない旨
五　第30条第７項第４号ホ⑴から⑹までに掲げる資格の有無	（新設）
3　前項の届出をする者が、加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第30条第８項に規定する証明書（当該事業所が登録事業所となっていないときは、第30条第９項に規定する申請書を併せて連合会に提出するものとする。次条第３項、第59条第２項及び第80条第２項において同じ。）を添付しなければならない。	3　前項に掲げる者であって、加入者掛金の納付を事業主払込の方法により行うことを希望する場合にあっては、前項の届出書には、第30条第７項に掲げる書類を添付しなければならない。
4　（略）	4　（略）
5　第１号被保険者、第２号被保険者又は第３号被保険者である加入者は、任意加入被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。	5　第１号被保険者、第２号被保険者又は第３号被保険者である加入者は、任意加入被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　60歳以上の者にあっては、第30条第６項各号に該当しない旨	二　60歳以上の者にあっては、第30条第５項各号に該当しない旨
（削除）	6　第２項の届出書には、第30条第７項各号に掲げる書類を添付しなければならない。